

長時間利用にかかる使用料の見直し方法について

資料4

1. 基本方針(案)の見直し

コミュニティセンター及び人権文化センターについては、長時間利用における貸出区分の間の時間（12時～13時）、17時～18時）にかかる使用料の割引以上に割引を行っていることから、基本方針（案）において見直すこととしている。

(ア～ウ)

コミュニティセンター3F多目的ホール

A. 現行使用料×1.25

区分	時間	A. 現行使用料	B. 設定を要する使用料	C. 激変緩和使用料
午前	3	12,000円	ア	19,390円
午後	4	16,000円	イ	25,860円
夜間	4	18,000円	ウ	25,860円
午前午後	8	26,000円	ア+イ	45,250円
午後夜間	9	31,000円	イ+ウ	51,720円
全日	13	40,000円	ア+イ+ウ	71,110円

D. 見直し使用料(案)	E. 見直し増減率
15,000円	25.0%
20,000円	25.0%
22,500円	25.0%
35,000円	34.6%
42,500円	37.1%
57,500円	43.8%

2. 使用料の大幅な引き上げを激変緩和措置を上限として見直す場合

使用料の算定により大幅な引き上げが必要となった場合について、見直し使用料（案）の額を激変緩和措置を上限とした場合、現行使用料に激変緩和率を乗じて得た額を超える料金設定は行えないため、基本方針（案）で掲げる上記の見直しを実施できない。

時間に応じた算定

A. 現行使用料×1.25

区分	時間	A. 現行使用料	B. 設定を要する使用料	C. 激変緩和使用料
午前	3	12,000円	ア	19,390円
午後	4	16,000円	イ	25,860円
夜間	4	18,000円	ウ	25,860円
午前午後	8	26,000円	エ	51,720円
午後夜間	9	31,000円	オ	58,190円
全日	13	40,000円	カ	84,050円

D. 見直し使用料(案)	E. 見直し増減率
15,000円	25.0%
20,000円	25.0%
22,500円	25.0%
32,500円	25.0%
38,750円	25.0%
50,000円	25.0%

3. 激変緩和措置を踏まえつつ、利用時間に応じた使用料に見直す場合

激変緩和措置後の1時間単価を算出のうえ、利用時間に応じた使用料を計算することとなるため、見直し使用料（案）の額は、大幅な引き上げとなる。

区分	時間	C. 激変緩和使用料	÷	時間	=	1時間単価
午前	3	ア	15,000円			5,000円

区分	1時間単価×時間	C. 激変緩和使用料	D. 見直し使用料(案)	E. 見直し増減率
午前午後	1時間単価×8時間	エ	40,000円	53.8%
午後夜間	1時間単価×9時間	オ	45,000円	45.2%
全日	1時間単価×13時間	カ	65,000円	62.5%